

佐賀県生活保護法施行条例をここに公布する。
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第16号

佐賀県生活保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(救護施設等に係る県基準)

第3条 法第39条第1項の規定により条例で定める保護施設の設備及び運営についての基準(以下「県基準」という。)のうち救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)に係るものは、次に掲げるものとする。

- (1) 救護施設等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- (2) 救護施設等の職員は、利用者に対し、次に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしないこと。
 - ア 利用者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
 - イ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ウ 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - エ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該救護施設等の他の利用者によるアからウまでに掲げる行為と同様の行為の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - オ 利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。
- (3) 救護施設等の職員は、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (4) 救護施設等は、職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (5) 救護施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。

2 前項に定めるもののほか、県基準のうち救護施設等に係るものは、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号。第10条第3項第16号を除く。)で定める基準とする。

(医療保護施設に係る県基準)

第4条 県基準のうち医療保護施設に係るものは、医療法(昭和23年法律第205号)その他の医療に関する法令に基づき適切に運営されていることとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。